

# 岩沼市議会基本条例

各条文の主な内容をお知らせします。

岩沼市議会は、地方自治の本旨を実現するため、二元代表制の一方の機関として、市民の意思を市政に反映させる責任と義務の下、岩沼市において最良の意思決定を導く責任を負っている。

地方議会は、地方分権の時代を迎え、市民自治の実現に向けて、先導役を果たすことが期待されるとともに、地域における民主主義の発展と市民福祉向上のために果たすべき役割は大きい。市民の負託を受けた議会は、責任を持ってその権能を行使し、市長その他の執行機関の政策等の立案、決定、執行およびその評価について論点および争点を広く市民に明らかにすることが求められている。

議会は、この使命を達成するため、市長等との緊張関係を保持する一方、議員は、自己研さんに努めるとともに、議会の審議及び活動の公正性と透明性を確保し、活性化を図りながら、「市民に身近で親しみのある議会」をつくりあげるべく、本条例を制定する。

議会基本条例では、次のことについて定めています。

- 1 総則
- 2 議会の活動原則
- 3 議員の活動原則
- 4 市民と議会
- 5 市長等と議会
- 6 自由討議
- 7 議会事務局の体制整備
- 8 最高規範性と見直し手続

主な内容は次の通りです。

## ◎ 総則

### ▽1条 目的

この条例の目的として、議会の役割・議員の活動原則を明らかにし、市民福祉の向上・市勢の発展に寄与することを定めています。

## ◎ 議会の活動原則

### ▽2条 責務

議会の基本姿勢として、外部に対しては情報公開を積極的に推進し、内部にあつては監視など従来の機能を強化するとともに、新たに議会として政策提示ができる態勢に向けた決意を定めています。そのために、

他の議会との情報交換を強化することを盛り込んでいます。

### ▽3条 会議の公開

2条に掲げた市民参画・市民公開・議会の分かりやすさを実現する上で欠かせないのは「すべての会議の公開」であるという観点から定めたものです。

### ▽4条 委員会機能の発揮

議員・議会の基礎的活動・機能が形式に流れることを自戒し、あらためて確認するために定めたものです。

### ▽5条 議会広報

議会だよりは、議会が発行する唯一の紙媒体による情報提供手段であることから、身近なものとして位置付けるとともに、最近の情報技術の発達を踏まえた各種広報媒体も積極的に活用するなど、広く議会情報を伝えるために努力することを定めています。

## ◎ 議員の活動原則

### ▽6条 責務

議会は、「言論の府」、「自

由な討論の場」であることから、議員は、自由な討議を重んじることを定めています。

議員は、市民の負託に応えるために、地域の代表といたった面のほか、市民全体の代表であることを定めるとともに、議員の活動として自己研さんに努めること・説明責任について定めています。

### ▽7条 議員の政治倫理

議員は、道義的・倫理的に何らかの指摘を受けるような行為を慎むこと、また、特定の人や特定の地域のためではなく市民全体の代表として行動することを確認するとともに、議員のあるべき姿を堅持し、追い求めることを定めています。

### ▽8条 会派

会派としての研修を強化し、議員の資質を高めるとともに、政策提言等に関して、会派間の合意形成に努めることを定めています。

### ▽9条 政務調査費

政務調査費の交付目的を明記するとともに、使途の